

令和7年度コマツ就学支援一時金

この案内は、株式会社小松製作所から令和2年度までに受け入れた寄附金を用いて独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が設置する国立高等専門学校に在学する学生で、経済的理由により就学が困難と認められる者に対し、「コマツ就学支援一時金」としてこれを給付することにより、経済的支援を行うものです。

（１）対象者（本科1年生～3年生）

令和6年11月1日～令和7年10月31日の間において、次のいずれかに該当し経済的理由により就学が困難と認められる者

- ア 大規模災害等に被災し、居住している家屋が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた者
- イ 学資負担者が死亡した者
- ウ 社会的養護を必要とする者
- エ 学資負担者が非自発的な事由により失職した者
- オ その他前各号に準ずる場合であり、校長が経済的理由により就学が困難と認める者

上記の条件を満たす者が存在しない場合（希望者がいない場合含む）、次の基準を全て満たす者も対象とする

- カ 世帯員全員の住民税（市町村民・都道府県民税）が非課税である者
- キ 申請年度においてその前年度と同一学年にとどまっていない者
- ク 入学後懲戒を受けていない者

※他の奨学金との併給は認められません。

（貸与奨学金、高校生等奨学給付金、一時金として給付される奨学金は除く）

（２）採用者数

- ・計1名

※ア～オの申請者から選考します。ア～オの申請者がいない場合は、カ～クの申請者から選考し、機構へ推薦します。

（３）給付額

100,000円程度（高専機構の採用人数に応じて減額・増額となる可能性あり）

（４）給付時期

- ・令和8年3月

（５）提出書類

- ①コマツ就学支援一時金給付申請書（Word又はPDF形式）※メール提出
- ②口座振込依頼書（Excel形式）※メール提出
- ③市区町村発行の住民票（免除等申請者と生計を一とする世帯全員分）の写し
- ④市区町村発行の所得（課税）証明書（免除等申請者と生計を一とする世帯全員分）の原本
- ⑤「家族状況等申告書」（様式2）
- ⑥「家族状況等申告書」（様式2）の“はい”となった事項の“提出書類”（該当者のみ）

(6) 提出方法

「※メール提出」となっている書類は、学生係へメールでご提出ください。それ以外の書類は、郵送又は持参により、学生係へご提出ください。

・持参する場合

平日 8 : 30 ~ 17 : 00 に学生課窓口へ提出してください。

・郵送で提出の場合

封筒表面に「コマツ就学支援一時金申請書類在中」と朱書きし、特定記録、宅配便等、送付した記録が残る配達手段で学生係へご提出ください。

(7) 提出期限

令和7年12月23日（火）必着

(8) 選考基準

提出書類を元に、学内で選考の上、推薦者を決定します。

(9) その他留意事項

- ・提出期限後の申請は受け付けませんのでご了承ください。
- ・審査のため、追加で書類提出を求めることがあります。
- ・一時金ですので、継続的な支給は行われません。
- ・対象者要件のア～オに該当する方は申請理由欄に事由発生日を記入してください。

《提出・問合せ先》

〒410-8501 沼津市大岡3600
沼津工業高等専門学校 学生課学生係
TEL : 055-926-5734
FAX : 055-926-5882
メール : gakusei@numazu-ct.ac.jp

提出書類

区 分	提出書類	備 考
全員が提出する書類	②市区町村発行の住民票の写し (注)・大学生や単身赴任など、 <u>住民票と現住所に相違がある場合は、現住所とその理由を申立書（様式 12）に記入してください。</u>	・免除等申請者（学生本人）と生計を一とする世帯員全員分を提出して下さい ※学生本人含む
	③市区町村発行の所得(課税)証明書 ※原本 (注) ・今年度発行の所得(課税)証明書を提出してください。 ※合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもの ・所得（収入）がなく課税証明書が発行されない者（専業主婦、就学者含む）は、 <u>非課税証明書を提出してください。</u> ※中学生以下の者については、非課税証明書の代わりに無収入申立書（様式 5）を提出してもかまいません。 ・所得（収入）がない者のうち、やむを得ない事情で非課税証明書が提出できない場合は、 <u>無収入申立書（様式 5）を提出してください。</u>	・免除等申請者（学生本人）と生計を一とする世帯員全員分を提出して下さい ※学生本人含む ・通常、毎年 6 月に当該年度のものが発行されています
	④「家族状況等申告書」（様式 2：3 枚有り）	別紙「家族状況等申告書の記入のしかた」を必ずご確認ください
該当者が提出する書類	⑤「家族状況等申告書」（様式 2）により、“はい”となった事項の“提出書類”	・取得や準備に時間を要する書類があります。十分に注意して、提出書類の準備をして下さい

【注意事項】

- ①「免除等申請者」とは、学生本人を指します。
- ②記入内容について訂正をする際は、必ず該当箇所を二重線で消し押印による訂正をお願いします。訂正により記入内容が不明瞭となる場合は、余白に訂正後の内容をご記入願います。
- ③各種公的な証明書等を取得する際は、マイナンバーの記載のないものを取得してください。
やむを得ずマイナンバー記載のものを提出する際は、黒塗り・個人情報保護シール・個人情報保護スタンプ等によりマイナンバー部分が隠れた状態で提出してください。
- ④「生計を一とする世帯員」とは、原則として同一の住居に居住している家族（家事使用人除く）のことを指します。ただし、以下の場合は、同居をしていなくても生計を一とする世帯員とします。
 1. 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎ又は単身赴任等の理由で別居している場合
 2. 就学又は病気療養のため一時別居している場合
 3. 上記 1、2 のいずれかと同様の状況にある場合

※別居し独立した生計である兄弟姉妹および祖父母は、生計を一とする世帯員から除きます。

(例) 住所 A に父（会社員）、母（専業主婦）、姉 1（会社員）、申請書本人（沼津高専生）が同居し、住所 B に兄（会社員：独立生計）、住所 C に姉 2（会社員：父から金銭援助有り）、住所 D に祖父母（年金暮らし：父から金銭援助有り）が別居している状況の場合
（生計を一とする世帯員）父、母、姉 1、申請者本人、姉 2、祖父母
（生計を一とする世帯員ではない者）兄 となります。

(様式2)

提出日 令和 年 月 日
※前期は4月1日, 後期は10月1日現在の
状況を記入してください。

家族状況等申告書

学科・専攻等名

学年 年 学籍番号等

免除等申請者氏名 (自署)

I 以下の事項について「はい」又は「いいえ」のいずれかを○で囲み, 「はい」の場合は, 提出書類を提出してください。
なお, この申告書により申請者の家族状況等を把握したうえで免除申請事務を行いますので, 正しく記入してください。

項番	家族(生計を一にする世帯)状況等	回答	提出書類	発行機関等
1	年金(老齢年金・厚生年金, 遺族基礎年金, 障害者年金等)受給(4月, 10月からの受給予定者を含む)者がいる	はい・いいえ	年金振込通知書(ハガキ)等の写(年金受給者全員分)	日本年金機構等
2	本年1月以降に就職又は転職した者がいる(パート等を含む)	はい・いいえ	給与支給(見込)証明書(様式3)	勤務先
3	令和6年11月1日以降に退職した者がいる	はい・いいえ	退職及び退職金支給証明書(様式4) 退職金支給については, 退職金所得の源泉徴収票(写)でも可	勤務先
4	雇用保険基本手当(失業給付)受給者がいる	はい・いいえ	雇用保険受給資格者証の写(受給額のわかるもの)	ハローワーク
5	雇用継続給付(高年齢雇用継続給付, 育児休業給付, 介護休業給付)受給者がいる	はい・いいえ	・高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写(受給額のわかるもの) ・育児休業給付金支給決定通知書の写(受給額のわかるもの) ・介護休業給付金支給決定通知書の写(受給額のわかるもの)	勤務先又はハローワーク
6	免除申請者と生計を一にする者のうち, 無収入かつ所得証明書または非課税証明書の発行ができない, または困難な事情がある者がいる(就学者, 15歳未満, 専業主婦等含む)	はい・いいえ	無収入申立書(様式5)	
7	児童扶養手当受給世帯 ^{*1}	はい・いいえ	児童扶養手当受給証の写(受給額のわかるもの)	市区町村役場
8	特別児童扶養手当受給世帯 ^{*2}	はい・いいえ	特別児童扶養手当証書の写(受給額のわかるもの)	市区町村役場
9	被爆者健康管理手当受給者がいる	はい・いいえ	被爆者健康管理手当証書の写(受給額のわかるもの)	市区町村役場
10	傷病手当受給者がいる	はい・いいえ	傷病金手当金支給決定通知書の写(受給額のわかるもの)	全国健康保険協会等
11	生活保護法による扶助費受給世帯	はい・いいえ	保護決定(変更)通知書の写(受給額のわかるもの)	福祉事務所
12	児童手当(旧子ども手当)受給世帯 ^{*3}	はい・いいえ	児童手当認定通知書の写(受給額のわかるもの)	市町村役場 ※公務員の場合は勤務先
13	事業所得 ^{*4} により収入を得ている者がいる	はい・いいえ	確定申告書(控)の写(事業所得のある方の全員分) ※所得証明書と同じ年度のもの	税務署
14	転作奨励金等の交付を受けている者がいる	はい・いいえ	所得補償交付金等, 転作奨励金の支給額がわかるもの	農協・市区町村役場
15	申請前6ヶ月以内に保険金を受け取った者がいる	はい・いいえ	保険金支払い通知書の写	保険会社等

16	申請前6ヶ月以内に資産の譲渡を受けた者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写又は売買契約書の写	税務署
17	申請前6ヶ月以内に山林所得があった者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写又は売買契約書の写	税務署
18	申請前6ヶ月以内にその他の臨時的所得があった者がいる	はい・いいえ	受領額がわかるもの	税務署
19	親戚・知人等からの援助や養育費等を受けている世帯	はい・いいえ	援助者等の署名押印による援助額の年額を記載した申立書（様式任意）	援助者等 ※援助者等による署名押印が困難な事情がある場合は保護者
20	申請者が給付型の奨学金を受給している	はい・いいえ	奨学金決定通知書の写（申請の前年度1年間に実際に受けた額がわかるもの、申請年度の受給（見込）額がわかるもの）	給付者等
21	母子・父子世帯等	はい・いいえ	母子・父子世帯等申出書（様式6）	
22	申請者（学生本人）の他に就学者がいる	はい・いいえ	在学及び就学状況等証明書（様式7） ※兄弟等が小中学校児童生徒、本校学生の場合は不要	就学者のいる学校
23	障害者（申請者本人を含む）がいる、または要介護3以上の認定を受けている者がいる	はい・いいえ	・身体障害者手帳等の写 ・介護保険被保険者証の写	
24	申請時において6ヶ月以上にわたり療養中若しくは療養を要する者がいる（介護保険法により、要介護認定を受けている者がいる世帯を含む）	はい・いいえ	・長期療養者に係る支出（見込）額等申立書（様式8）	
			・医師等の証明書 ・申請前6ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）	・病院等 ・看護人 ・薬局 ・介護サービス提供事業者
			高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額がある場合はその金額がわかるもの	
25	主たる学資負担者（家計支持者）が別居している世帯	はい・いいえ	・主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書（様式9） ・直近3ヶ月間の家賃及び光熱水道費の金額を証明できるもの（領収書等）	
26	令和6年11月1日以降に学生若しくは学資負担者が風水害等の災害※5、盗難等の被害を受けた世帯	はい・いいえ	罹（被）災証明書又は盗難届の証明書（届出受理番号等）	消防署・市区町村役場又は警察署
			・日常生活の必需品に被害を受けた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等（生活必需品に限る）に関する領収書等 ・生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入源を予想される年間金額及びその事実がわかるもの	
27	令和6年11月1日以降に学資負担者が死亡した世帯	はい・いいえ	戸籍（除籍）謄本又は死亡を証明する書類	市区町村役場等

※1 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭に支給される手当

※2 20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で看護、養育している父母等に支給される手当

※3 支給条件等は厚生労働省のホームページ等で確認してください。

※4 ①商業、工業、農・林業、漁業、その他の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交員、浴場業、理美容業、旅館業、クリーニング業等）に在る所得及び②利子、配当、家賃、間代、地代などの雑所得

※5 震災、風水害、火災その他の災害

【留意事項】

持続化給付金等の公的機関が実施している新型コロナウイルス感染症の影響に対する各種公的支援については、所得計算に含める必要はありません。